

大阪市告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月8日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年6月22日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
大正区第8057号線	大正区小林東3丁目23番先	ハンドル型電動車 いす

（建設局総務部管理課）